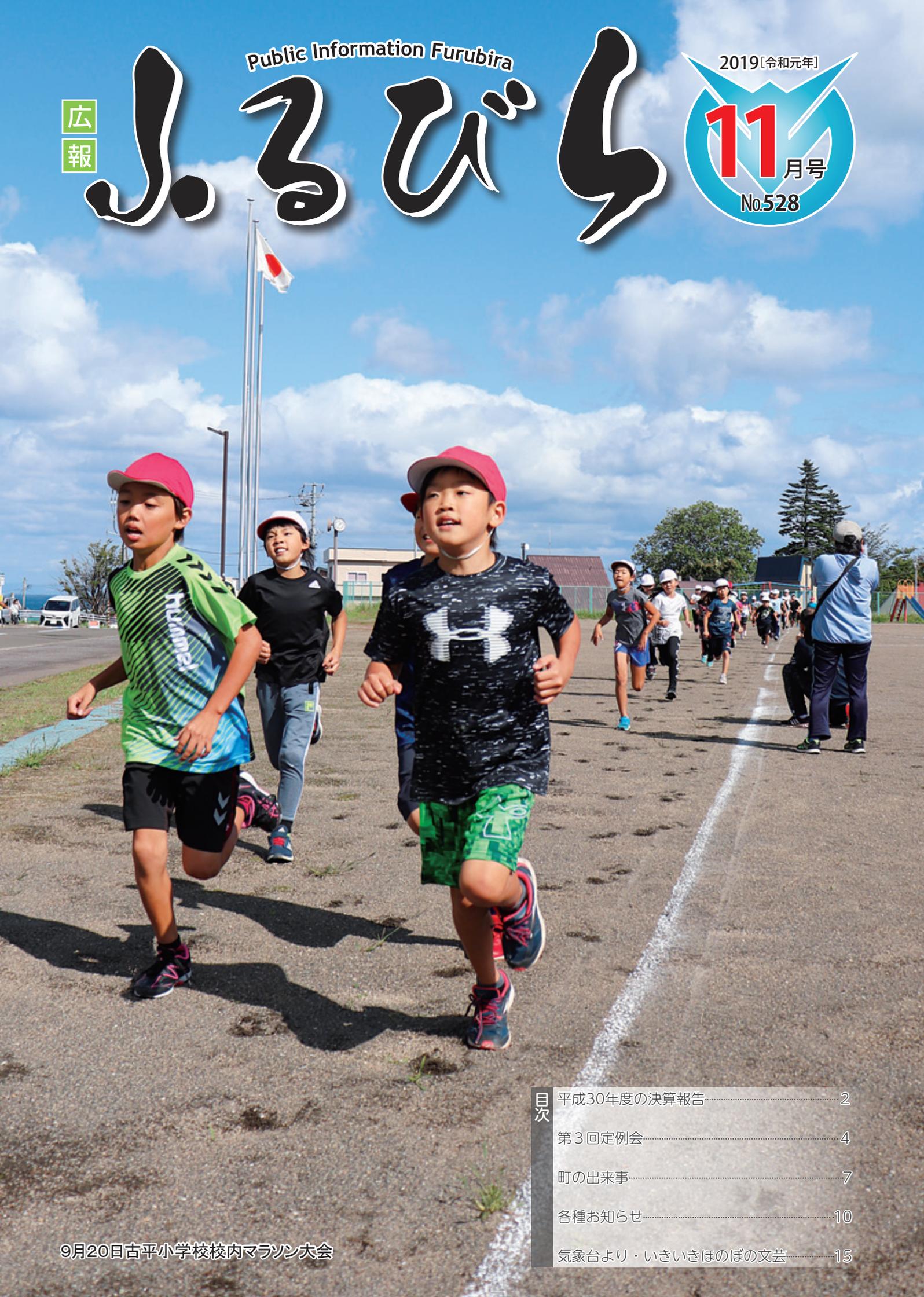


Public Information Furubira

2019 [令和元年]

広  
報

# ふるびら



9月20日古平小学校校内マラソン大会

|    |                  |    |
|----|------------------|----|
| 目次 | 平成30年度の決算報告      | 2  |
|    | 第3回定例会           | 4  |
|    | 町の出来事            | 7  |
|    | 各種お知らせ           | 10 |
|    | 气象台より・いきいきほのぼの文芸 | 15 |

平成30年度 古平町

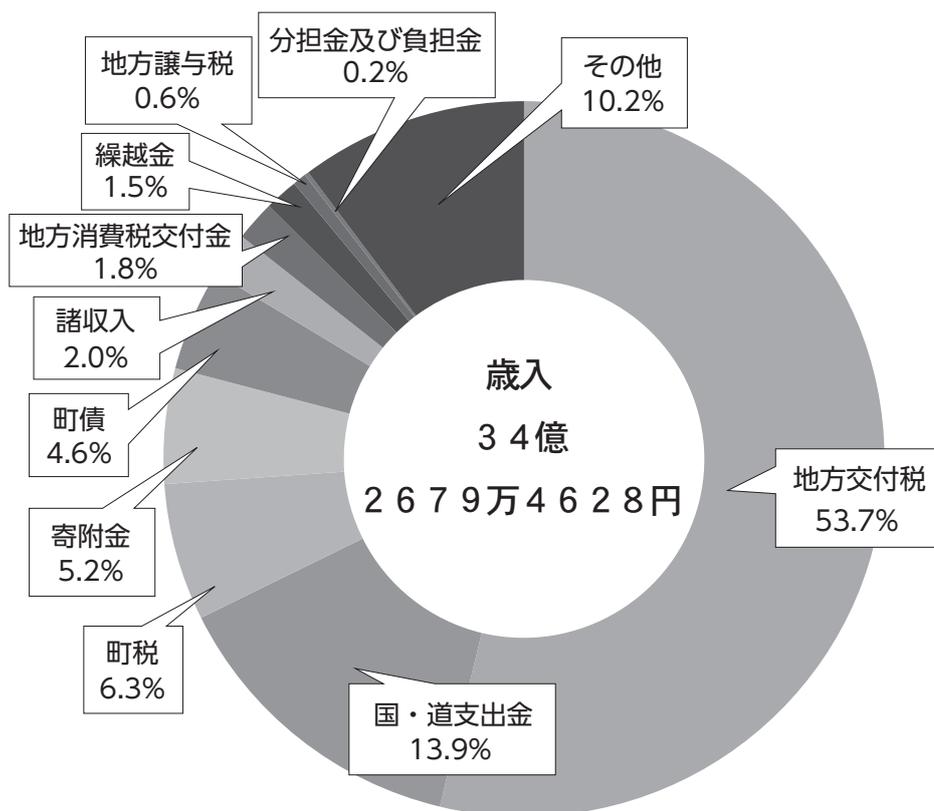
2年連続  
実質赤字!!

# 決算を報告します



一般会計の歳入決算総額は34億2679万4628円で、前年度決算に比べ18.75%減、歳出決算総額は32億9121万3310円で、前年度決算に比べ20.99%減となっています。

## 一般会計歳入



地方交付税…一定のサービスを確保するため人口や税収に応じ国から交付されたもの  
 国・道支出金…町が行う事業に対する国・道からの補助金など  
 町税…町民税・固定資産税など  
 寄附金…ふるさと納税などで町に寄附いただいたもの  
 町債…町の借入金  
 諸収入…貸したお金の返済金や広告収入など  
 地方消費税交付金…地方消費税（市町村分）が、道から市町村へ交付されたもの  
 繰越金…前年度の余剰金が繰越されたもの  
 地方贈与税…国が徴収した税金の一部が市町村へ配分されたもの  
 分担金及び負担金…町が行う特定の事業により利益を受けるものが負担したもの  
 その他…基金繰入金、使用料及び手数料、土地売却収入、その他交付金など

## 特別会計決算

特定の事業を行うために、一般会計と分けて設置される特別会計には国民健康保険、後期高齢者医療、簡易水道、公共下水道、介護保険サービスの各会計があります。各会計の決算概要は次のとおりです。



(単位：円)

| 特別会計項目         | 歳入          | 歳出          | 歳入歳出差引額   |
|----------------|-------------|-------------|-----------|
| 国民健康保険事業特別会計   | 174,763,979 | 171,320,549 | 3,443,430 |
| 後期高齢者医療特別会計    | 64,036,642  | 63,869,997  | 166,645   |
| 簡易水道事業特別会計     | 188,975,268 | 188,975,268 | 0         |
| 公共下水道事業特別会計    | 194,296,500 | 194,296,500 | 0         |
| 介護保険サービス事業特別会計 | 40,455,161  | 40,455,161  | 0         |
| 合計             | 662,527,550 | 658,917,475 | 3,610,075 |

### 実質単年度収支は赤字

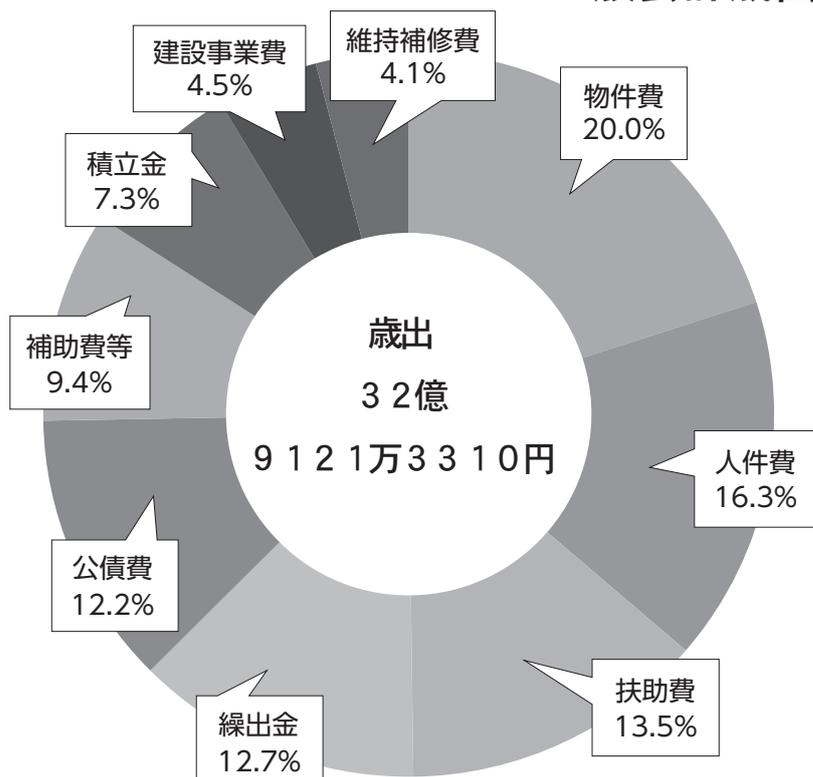
歳入から歳出を差し引いた額は1億3558万1千円で、翌年度へ繰り越した額1億2940万5千円を引いた実質収支は617万6千円の黒字でした。そこから前年度純繰越額3875万4千円を差し引き、財政調整基金積立金1940万円を加え、財政調整基金取崩額1億5000万円を差し引いた実質単年度収支は1億6317万8千円の赤字で、昨年度に続き、2年連続の赤字となりました。

### 歳入歳出ともに減少

平成30年度は、前年度の大規模事業である消防車の購入や清川団地建設、町道高校通線の工事完了などで前年度より減少しました。

しかし、今後は火葬場の建設事業や複合施設の建設を予定しており、新規事業のみならず既存事業においても、必要性や緊急性の観点から事業の見直しを行い、健全な財政運営を行っていきます。

## 一般会計歳出



- 物件費…消耗品の購入費、通信費や公共施設の管理費などの経費
- 人件費…町職員の給料や町議会議員や委員会委員の報酬など
- 扶助費…高齢者や乳幼児等の医療費助成や、児童手当の給付など社会保障に必要な経費
- 繰出金…他の会計や基金へ繰り出すためのもの
- 公債費…町債（町の借金）と一時借入金の元本と利子の返済金
- 補助費等…さまざまな団体への補助金や負担金など
- 積立金…基金（町の貯金）などに積み立てる費用
- 建設事業費…道路や公園、町営住宅などの公共施設を建設する経費
- 維持補修費…施設等の維持管理上必要な経費

### 財政健全化判断比率・資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成30年度決算に係る健全化判断比率等を公表します。

すべての数値において国の基準を下回っており、健全ではありませんが、実質公債費比率は平成29年度の9.1%から増加しています。

#### □健全化判断比率

| 指標名      | 決算比率 | 早期健全化基準<br>(国の基準) | 財政再生基準<br>(国の基準) |
|----------|------|-------------------|------------------|
| 実質赤字比率   | —    | 15.00%            | 20.00%           |
| 連結実質赤字比率 | —    | 20.00%            | 30.00%           |
| 実質公債費比率  | 9.5% | 25.00%            | 35.00%           |
| 将来負担比率   | 6.6% | 350.00%           | —                |

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」と表示しています。

#### □資金不足比率

| 会計名         | 決算比率 | 経営健全化基準<br>(国の基準) |
|-------------|------|-------------------|
| 簡易水道事業特別会計  | —    | 20.00%            |
| 公共下水道事業特別会計 | —    |                   |

※各会計の資金不足比率は、黒字のため「—（該当なし）」と表示しています。

#### 【指標の説明】

- 実質赤字比率**…市町村の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
- 連結実質赤字比率**…全ての会計の赤字・黒字を合算し、市町村全体としての赤字の程度を示す比率です。
- 実質公債費比率**…市町村の借入金の返済分等の大きさを指標化し、財政負担をみるための比率です。
- 将来負担比率**…市町村の借入金や将来支払が見込まれる負債分を指標化し、将来の負担を示すものです。
- 資金不足比率**…公営企業の事業規模に対する資金の不足額の比率を示し、経営状況を把握するものです。

## 第3回定例会 行政報告



### 1 中心拠点誘導複合施設の建設

中心拠点誘導複合施設建設事業は、庁舎建設特別委員会やタウンミーティング及び地域懇談会などの意見を参考に基本設計案を取りまとめ、6月末に業務を完了しました。

9月13日に開催した庁舎建設特別委員会で、町民の皆さまになぜこのタイミングで建設をするのか、規模が大きすぎるとはならないかなど、疑問を抱かれているとの意見をいただきました。基本設計の概要はもちろんだ、この施設の必要性などについて、しっかりと町広報などにより情報共有や意見聴取を行っていきます。

なお、実施設計業務は「設計施工一括方式」を採用した公募型プロポーザルの最優秀者である大成建設株式会社と7月24日に契約を締結し

ました。

また、文化会館解体後のふるびら150年広場、複合施設の外構及び恵比須小路線改良の実施設計についても、7月9日に日本データサービス株式会社と契約を締結しました。

今後もいただいた意見を参考に、実施設計を進めていきます。

### 2 幼児教育・保育の無償化

子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、10月1日に幼児教育・保育の無償化が始まります。

本町の認定こども園幼児センターみらいの保育料も無償化とするよう、法の改正に基づく関係条例の一部改正案を提案しています。

また、無償化に伴い、給食費は国の基準に基づき、実費徴収いたしません。

主食費については、国では月額3000円を目安としています。現在の委託料から計算した月額1700円とし、副食費については、国が目安とする月額4500円を上回る委託料となっているため、保護者の負担を考え、国の目安どおり4500円としました。

保護者の皆さまには、今後、説明をする機会を設けるなど、十分な周知を図っていきます。

### 3 プレミアム商品券事業

消費税率の引き上げに伴い、低所得者及び子育て世帯の家計の消費に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を支えるため、プレミアム付商品券を発行・販売する事業を10月1日から実施します。

本事業は、全国の市区町村で一律に実施され、1人あたり最大で2万5000円分の商品券を2万円で購入できるという25%のプレミアムが付いた商品券です。

対象者は、非課税者で約800人、3歳未満の子育て世帯は約50人で、非課税者には購入申込書を、子育て世帯には購入引換券を対象者宛に送付しています。10月1日から販売開始し、来年の3月15日まで使用可能です。使用可能店舗は随時申込を受け付け、町内で広く消費されるよう周知してまいります。

### 4 町立診療所海のまちクリニック

直営での運営も5カ月が経過し、4～8月の診療日数は62日（半日診療）で延べ受診者数2063人（平均33・3人）となっています。今後はインフルエンザの流行時期に間に合うよう、インフルエンザ予防接種外来を追加する準備を進めているところです。

また、社会福祉法人北海道社会事業協会の協力を受け運営を行っています。

るところですが、今後も安定的な一次医療の提供や二次医療への円滑な引き継ぎ体制を構築するため、8月1日に医師派遣元の小樽協会の病院及び余市協会病院と古平町地域医療支援業務委託契約を締結しました。

業務委託の内容は、地域医療の確保に係る支援業務、診療所の外来診療及び医療従事者の質の向上に関する助言、指導、支援と医師等の専門職員の処遇に関する調整業務、その他、診療所の運営全般に関する支援とコンサルティング業務です。

社会的な医師や看護師などの医療人材不足により、極めて困難な状況ですが、引き続き地域医療の確保・充実に最大限の力で取り組みます。

### 5 ふるさと納税

8月末のふるさと納税の状況は、寄付件数5691件（対前年同期比155・1%）、寄付額6136万円（対前年同期比137・5%）と増加しています。その大きな理由は、5月31日から本町へ寄付できるポータルサイトを1社増やした影響だと思われまます。

また、ふるさと納税制度はご承知のとおり6月から新制度へ移行しており、総務省の示す基準を満たした場合のみ、税の優遇対象の市町村に指定されます。

このため、本町としましては制度

の範囲内で地元特産品を最大限にPRしながら、まちづくりの貴重な財源となる寄附金を募集していききたいと考えています。

なお、インターネットを中心とした昨今の情報化社会を踏まえ、効率的に地元特産品のPRを図るため、さらには寄付者の利便性向上のためにも10月15日からポータルサイトをさらに1件増やす予定です。

## 6 中小企業振興対策

経済産業省が所管するものづくり・商業・サービス補助金、小規模事業者持続化発展補助金などの中小企業を対象とした補助金について、商工会と連携を図りながら、制度の活用に対して支援を行い令和元年度の申請を行った結果、ものづくり・商業・サービス補助金については水産加工業者1社が採択、小規模事業者持続化発展補助金については水産加工業者2社及び飲食店2社が採択されました。

今後も北海道経済産業局の支援をいただき、商工会と連携を強化しながら制度の活用に対して支援を行っていきます。

## 7 マンホールカードの配布

マンホールカードは、下水道の役割を知ってもらうことや各地に足を運んでもらうことで観光振興につながることを目的に、下水道広報プ

ラットフォームが企画・監修し、地方公共団体と共同で作成するもので、全国454団体539種類のカードが発行され好評を得ています。

本町においても8月7日から発行された第10弾に参画し、役場で配布しています。9月7日までの1カ月間で、マンホールカードを求めて543名の方が来庁しています。

このマンホールカードの配布が地域経済の活性化や観光振興の一助になればと期待しています。

## 教育行政報告



### 1 全国学力・学習状況調査

4月18日に行われました全国学力・学習状況調査は、7月31日に文部科学省から全国・都道府県別の調査結果が公表されました。

これまで、国語と算数・数学においては、主として知識に関するA問

題と活用に関するB問題による調査が行われてきましたが、今回から、国語と算数・数学は知識と活用を一体的に問う問題に見直されるとともに、新たに中学校で英語が加えられました。

北海道全体で、すべての教科が全国の平均正答率に届いていない状況にあり、11月には道教委から各管内別の調査結果が公表される予定となっております。

各学校におきまして、調査の分析結果を2学期からの授業改善等に役立てるよう指導・助言に努めていきます。

### 2 第4地区教科書採択

令和2年度から新学習指導要領が施行される小学校の教科書について、本年度、後志管内の町村で構成される第4地区教科書採択教育委員会協議会で採択することになっており、その事務局を北後志の仁木町、積丹町、赤井川村、古平町の4町村の連合事務局で担当しました。

3回の協議会と2回の調査委員会を経て8月2日に採択され、本町では、8月26日開催の教育委員会で決定されています。

採択理由などについては、教育委員会事務局で令和6年3月31日まで閲覧できるようにしており、町民の皆さまには広報10月号でお知らせ

します。

### 3 地域交流給食試食会

7月3日に古平小学校で、保護者や地域の方々に給食に関する理解を深めていただくための「地域交流給食試食会」を開催し、7名の方に参加していただきました。

1年生と6年生と一緒に食べる交流給食の様子をご覧いただき、地場産のイカやタコを使ったカレー丼やタコザンギなどを味わっていただきました。

今後、ご協力いただきましたアンケートを活用するとともに、できる限り地場産の食材を活用した安全で安心な給食の提供に努めていきます。

### 4 ふるびら通学合宿

子ども達が、親元を離れて学校に通いながら集団宿泊生活などを行う中で、望ましい生活習慣の定着や人間関係力などを育むことを目的に、9月3日から6日までの3泊4日で漁港会館を会場に「ふるびら通学合宿」を実施し、小学4年生から6年生16名に参加いただきました。

子ども達は、「早寝早起き朝ごはん」運動を体験し、自主学習の計画を立てたり、班で協力してレクリエーションに参加するとともに、3日目の夜には保護者の前で合宿の感想発表会を行いました。

また、感想発表会に合わせて、後

志教育局社会教育指導班の河村主査を講師として、子どもたちの生活習慣に関する保護者向け研修会を開催し、9名の参加をいただきました。

今後も保護者と連携して子ども達の望ましい生活習慣の定着などを図っていきたいと考えています。

**5 図書ボランティア研修会**

7月19日に道立図書館職員を講師として、図書資料の保存・修理の理論及び実践に関する研修会を文化会館で開催し、図書ボランティアを含め7名の参加をいただきました。今後も読書環境の充実に努めていきます。

**6 第44回古平ロードレース大会**

10月14日に開催する第44回古平ロードレース大会は、申込締切の9月2日に定員の1200名に達したため、当日受付は行わないこととし、町内放送や町ホームページでお知らせしています。

大会の運営にあたり、町民の皆さまにご支援をお願いすることになりますので、よろしくお願い申し上げます。

**第3回定例会で審議された案件**

議案第37号 **〈原案可決〉**

令和元年度古平町一般会計補正予算(第3号)

現行予算に9777万1千円を追加し、予算総額を37億1697万5千円とするものです。主な内容はふるさと納税の寄付金増に伴う委託料の増加などです。

**議案第38号**

〈原案可決〉

令和元年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

現行予算に219万3千円を追加し、予算総額を6689万3千円とするものです。主な内容は担当職員の変更に伴う職員給料等の増加などです。

**議案第39号**

〈原案可決〉

令和元年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

現行予算に199万8千円を追加し、予算総額を2億1129万8千円とするものです。内容は決算見込に伴う消費税の増加です。

**議案第40号**

〈原案可決〉

古平町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行により、本条例を改正するものです。内容は氏名の後に旧氏を追加するものです。

**議案第41号**

〈原案可決〉

古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例を改正するものです。主な内容は給食費のうち副食費を、多子世帯及び低所得者世帯の減免規定を整備するものです。

**議案第42号**

〈原案可決〉

古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例を改正するものです。主な内容は利用者負担の変更などです。

**議案第43号**

〈原案可決〉

古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案

子ども・子育て支援法の改正に伴い、本条例を改正するものです。主な内容は、給食費の料金変更などです。

**報告第2号**

〈原案承認〉

平成30年度決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、議案に報告するものです。

報告第3号 **〈原案承認〉**  
平成30年度決算に基づく健全化判断比率について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議案に報告するものです。

**同意第3号**

〈原案同意〉

古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について

古平町固定資産評価審査委員会委員として須田嘉勝さんを再任するために、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

**同意第4号**

〈原案同意〉

古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について

古平町固定資産評価審査委員会委員として八戸幸治さんを選任するために、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

**認定第1号**

〈原案認定〉

平成30年度古平町各会計歳入歳出決算認定について

平成30年度古平町各会計決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定に付するものです。

## 古平小学校学芸会

10月12日、古平小学校で学芸会が行われ、児童たちは家族や地域住民など、多くの観客の前で劇や音楽を披露しました。

学芸会は忍者の格好をした1年生が元氣よく演目を紹介する「はじめの言葉」から始まり、全校合唱では迫力のある歌声で「この星に生まれて」を歌い上げました。

各学年は1・3・5年生が音楽を、2・4・6年生が劇を発表します。

最後の6年生の劇「人形館」では人間の世界を嫌になった主人公が人形になってしまいう話で、そのミステリアスな雰囲気や人の心模様を、動きや話し方などで見事に表現していました。



1年生音楽「さがそう！ぼくらのなかまたち！」



6年生劇「人形館」



4年生劇 落語「まんじゅうこわい」「じゅげむ」

## 古平中学校古中祭

10月5日には、古平中学校で第72回古中祭が開催されました。

オープニング動画後、本田亨校長の『自分の殻を破り思いきりやってほしい』という想いが込められたりんごちゃんのパフォーマンスで、一気に会場が盛り上がりました。

ステージ発表は、1年生が『ディズニースhower』1年生と夢の国in古平』を演じ、楽器の生演奏を交え、3つのストーリーを楽しく表現していました。2年生の『桃太郎』では、定番の話を面白おかしくアレンジし、会場が笑いに包まれました。3年生の『メイド喫茶』は、効果音を巧みに使い、働くメイドの心情をコミカルに描いていました。



1年生「ディズニースhower 1年生と夢の国in古平」



3年生「メイド喫茶」



2年生「桃太郎」

9/20

古平小学校マラソン大会

## 青空のもと颯爽と駆ける



古平小学校で校内マラソン大会が行われました。児童の体力向上や忍耐力を養うために毎年開催されています。

大会は低・中・高学年ごとに行われ、それぞれグラウンドの外を2～4周走り、高学年の走る距離は約2kmにもなります。今回は午後からの開催ということで、いつもは給食をおかわりする子も控えるなど、大会に向けてコンディションを整えていたようです。いざ走り始めると、マラソンが得意な子もそうでない子も一生懸命ベストを尽くしているようでした。

高学年の部で1位になった5年生の山寺流騎斗くんは「疲れた。練習では4位だったけれど、今日は楽しく走れた」と話してくれました。



マラソン大会のようす

9/28

古平miniSASUKE

## アリーナいっぱいの障害物競争



古平スポーツクラブを営むBirth47が、子どもたちに運動の楽しさを知ってもらうために、海洋センターで「古平miniSASUKE」を開催しました。SASUKEとは多難なアスレチックのコースを挑みゴールを目指すテレビ番組です。

参加した4歳児から6年生までの子どもたち26人は2人1組になり、アリーナいっぱいに広がったトランポリンやマットの山、蜘蛛の巣など多くの障害物が並ぶコースを走りゴールまでの時間を競いました。

小学校2年生の部で優勝した西村大冴くんは「跳び箱の上にマットを敷いた山登りが特に楽しかったです」と話していました。



身長ほどあるマットの山登りをするようす

10/2

幼児センター鮭の解体ショー

## ばっちり鮭のオス・メスを見極め



幼児センターで子どもたちの食べ物に対する感謝の気持ちを養うため、鮭の解体ショーが行われました。

初めに、職員が子どもたちに、オスとメスの鮭を見比べてもらい、口や尾びれの形で見分けられることを教えていました。

子どもたちが鮭を触ってみたり匂いを嗅いでみたりすると、「うわあ〜」「ここ触ると痛いよ!」など大興奮。解体された鮭は、お昼ご飯にフライや味噌汁としてみんなでおいしく食べていました。

たいよう組の依田妃那ちゃんは「心臓が思ったより固くておもしろかった」と話してくれました。



興味津々に鮭を触るようす



美協展のようす

## 10/3~6 第50回古平美協展 多種の油彩が放つ存在感

文化会館の太陽ホールで古平美術協会（穂井田日出磨会長）の第50回美協展が開かれ、会長が開くアトリエの生徒作品、計33つの多様な油彩画が並びました。

作品は、古平の極寒の中でのスケソウの網はずしの様子や秋の風景を描いたもの、部屋の中のかぼちゃやお花を描いたものなど様々で、とても見応えがある作品ばかりです。

古平美術協会の穂井田日出磨会長は「これだと決めたものを表現しようと挑戦し、個性的な作品が増えてきました」と話してくれました。



多くの意見を交わすようす

## 10/3 新ご当地グルメ開発会議 たらこの多様な可能性を追求

文化会館で宮本莊三シェフを招き、新ご当地グルメ開発会議が行われました。

開発会議では中華風南蛮たらこや餃子、春巻きなどの点心を開発したたらこマヨネーズやたらこソースに付けるなど、さまざまな食べ方を検討しました。

集まったメンバーからは、「春巻きをレタスに巻いてワンハンドグルメとして売るといい」「ニンニクがたらこの生臭さを消す」「じゃがいもを入れるとたらこに合う」など多くの意見が出て、今後の方向性が見えてきたようです。



競技『動物さんのモグモグタイム』のようす

## 10/10 古平町子育て支援センター運動会 ただただ可愛い頑張る子どもたち

子育て支援センターの運動会が海洋センターで開かれ26組の親子が参加しました。

競技はよちよち歩きのかげっこから始まりました。ハチに扮して階段を昇り降りする『ぶんぶんぶん♪』では、ハチの格好が気に入って、ゴール後も会場を駆け回り服が回収できない事態が発生していました。エビとカニの格好でゴールを目指す『Let's エビカニ』では、途中でコース上に他の子が何人も乱入してきたりするなど笑い溢れる運動会でした。

参加した石塚さん親子は「自分の子だけでなく、いろんな子の成長が見られて楽しかったです」と話してくれました。

11月5日(火) からスタート!

# 「住民票」「印鑑登録証明書」「マイナンバーカード」 に旧姓(旧氏)が併記できます!

## 旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

各種の契約や銀行口座の名義に  
旧姓が使われる場で、その証明に使えます。



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも  
旧姓で本人確認ができます!



## 旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいいの?

住民票に旧姓を併記するための請求手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

### 旧姓併記のための請求手続き

- ①該当旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等を用意してください。
- ②①で用意した戸籍謄本等、マイナンバーカード又は通知カード、本人確認書類、印鑑を持って町民課町民生活係でお手続きをしてください。

### ? 旧氏とは?

「旧氏(きゅううじ)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。



旧姓は1人に1つだけ  
つけられるよ!

### 旧姓併記についての Q&A

Q 現在、マイナンバーカードを持っていませんが、旧姓を併記する手続きはできますか。

A 可能です。その上で、マイナンバーカードを申請することで、旧姓が併記されたカードが交付され、証明に使えます。  
なお、既にマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧姓を追記することになります。

Q 旧姓を削除することはできますか。

A 必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。  
ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏を変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。



Q 旧姓としては、どのようなものを併記できますか。

A 旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます(その際、マイナンバーカード又は通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります。)  
なお、引越して他の市町村に転入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。

Q 住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか。

A 住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏の一方のみを表示することはできません。



旧姓を併記するときは現在の氏と旧姓の両方が必ず表示されるよ!

Q 結婚して氏が変わったのですが、既に住民票等に併記されている旧姓はどうなるのでしょうか。

A 既に住民票等に併記されている旧姓は、氏が変わった場合でも引き続き併記され続けますが、請求いただければ氏の変更の直前に戸籍に記載されていた氏に変更が可能です。



### ◇お問い合わせ先

役場町民課町民生活係

☎ 0135-42-2181

(内線37・59)

# 国の基準に従い 10月から3～5歳児の 保育料無償化、給食費徴収へ！



### 3歳児以上の保育料無償化

令和元年10月1日から、幼児教育の重要性や少子化対策の観点などから、国の施策で全国的に3歳児以上の保育料は無償化（0～2歳児の住民税非課税世帯も対象）されました。

### 給食費は徴収します

保育料は無償化になりますが、給食費は徴収することになります。給食の材料にかかる費用は、自宅で子育てをしている場合も同様にかかります。同じく授業料が無償化されている小中学校や、介護保険制度を利用しての施設入所など、各分野でも食事は自己負担になっていきます。そのため、町では食材料費として給食費徴収を決定しました。

### 給食費は原則月額6,200円へ

町では事前に保護者の方に対し主食の現物持参か実費徴収かのアンケートを実施しました。その結果、賛成する意見が多かった実費徴収とし、主食費は月額1700円、副食費は国が目安としている月額4500円と決定しました。ただし、所得やお子さんの人数によつては副食費は減免されます。詳しくは下の表をご覧ください。

## 給食費の一覧表

### 第1号認定（教育標準時間）

| 階層区分 | 市町村民税所得割課税額 | 第1子    | 第2子 | 第3子以降                     |
|------|-------------|--------|-----|---------------------------|
| 第1階層 | 被保護世帯       | 0円     |     |                           |
| 第2階層 | 非課税世帯       | 1,700円 |     |                           |
| 第3階層 | 77,100円以下   | 6,200円 |     | 6,200円<br>※条件付き<br>1,700円 |
| 第4階層 | 221,200円以下  | 6,200円 |     |                           |
| 第5階層 | 221,201円以上  | 6,200円 |     |                           |

※小学3年生以下のお子様3人以上の場合3人目から1,700円になります

### 第2号認定（保育標準時間・満3歳以上）

| 階層区分 | 市町村民税所得割課税額            | 第1子    | 第2子 | 第3子以降                     |
|------|------------------------|--------|-----|---------------------------|
| 第1階層 | 被保護世帯                  | 0円     |     |                           |
| 第2階層 | 非課税世帯                  | 1,700円 |     |                           |
| 第3階層 | 48,600円未満              | 6,200円 |     | 6,200円<br>※条件付き<br>1,700円 |
| 第4階層 | 57,700円未満              | 6,200円 |     |                           |
| 第5階層 | 57,700円未満<br>97,000円以上 | 6,200円 |     |                           |

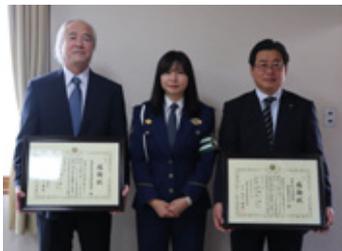
※同時に3人幼児センターに通っている家庭は3人目から1,700円になります

◇お問合せ先 役場町民課社会福祉係 ☎0135-42-2181

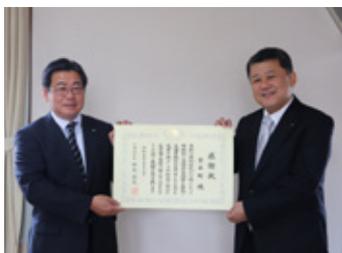
## 交通事故死ゼロ5000日到達

9月18日に交通事故死ゼロ5000日を達成したことから、10月11日に北海道から古平町へ感謝状が、北海道交通安全推進委員会から町交通安全推進委員会に表彰状と盾が、余市警察署から、町交通安全推進委員会に感謝状が贈られました。また、余市警察署から町交通安全協会に対しても感謝状が贈られました。

町内の交通事故死は平成18年1月9日に国道のトンネル内で起きて以来、現在まで13年9か月以上発生していません。後志総合振興局によると、全道の市町村では、古平町が5000日を達成した9月18日現在、西興部村の8996日が最長で、古平町は京極町、島牧村に次いで4番目に長いそうです。



④余市警察署松永署長  
⑤町交通安全協会加賀会長



⑥後志総合振興局北谷局長  
⑦員村町長

# 国や道などからのお知らせ

## 各種自衛官を募集します

自衛官候補生（男子・女子）、陸上自衛隊高等工科学校生徒（一般・推薦）を募集します。自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に改定されました。

### ◇お問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部  
小樽地域事務所  
小樽市稲穂2-22-4樽石ビル2F  
☎0134-2215521

## 女性の人権ホットライン

法務局では、女性の人権についての専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置しています。夫やパートナーからの暴力やセクハラなど女性の人権に関する悩みをご相談ください。

また、11月18〜24日までは全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間です。期間中は、平日の受付時間を延長し、土日も対応します。

### ○通常受付時間

平日 8時30分〜17時15分

### ○強化週間中の受付時間

11月18〜22日は8時30分〜19時  
11月23・24日 10〜17時

### ◇全国共通ナビダイヤル

☎0570-070-810

## 11月は労働保険適用促進強化期間！

事業主の皆さん、労働保険の加入はお済みですか？労働保険に加入して従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定や福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務付けられています。

### ◇お問合せ先

北海道労働局総務部労働保険徴収課  
☎011-709-2311

## 法人道民税等の申告を電子で

法人道民税・事業税及び地方法人特別税の申告及び各種申請・届出を電子で行うことができます。ご利用にあたっては、地方税ポータルシステム（エルタックス）のホームページから利用開始の手続きが必要になります。

・エルタックスホームページ

<http://www.eltax.jp/>

・道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

### ◇お問合せ先

札幌道税事務所税務管理部  
☎011-281-7834

## 必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額861円

効力発生年月日 令和元年10月3日

※最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は入りません。

### ◇お問合せ先

北海道労働局労働基準部賃金室  
☎011-709-2311

## 相続登記特設無料相談会を行います

法務局では、相続登記の促進を図るため、司法書士会と連携して次のとおり特設無料相談会を開催します。国家資格を持つ司法書士が、これから相続登記手続の準備をする方のために、わかりやすく「相続登記」について説明します。

○日時 11月29日(金)10〜16時

○場所 札幌法務局小樽支局1階

○相談時間 最大30分まで

○相談対象 相続登記手続き関係

○申込 完全予約制（定員12名）

### ◇お問合せ先

札幌法務局小樽支局  
☎0134-2313012

## バス運転手・合同採用説明会

地域の生活バス路線を運行しているバス事業者では、運転手の高齢化と担い手不足等により、運転手不足が続いています。今後、生活バス路線を守っていくためには、バス運転手の確保が必要不可欠となっております。運転手不足の解消に向けて、北海道バス協会と北海道との連携のもと、バス事業者参画による「バス運転手・合同採用説明会」を次のとおり開催しますので、バス運転手の仕事に興味・関心がある方はお申込みください。

①日時 11月2日(土)10〜15時

②会場 札幌運転免許試験場（手稲区）

### ③内容

路線バス運転体験、現役運転手によるトークセッション、バス会社による就職相談会 など

### ④参加対象者

バス運転手の仕事に興味・関心がありバス会社への就職を考えている方

⑤主催 北海道バス協会・北海道

### ◇お問合せ・申込先

一般社団法人北海道バス協会  
☎011-621-4161



**納めた国民年金保険料は全額社会保険料控除の対象です！**

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるときは、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方

には、翌年2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は忘れずに納めましょう。

**◇お問合せ先**

小樽年金事務所  
☎0134-65-5002

**法律無料相談のご案内**

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。

○日時 11月20日(水)13～16時

○場所 余市町中央公民館2階

相談は1人30分まで、事前予約が必要です。

**◇お問合せ先**

役場町民課町民生活係  
☎42-2181（内線37）

**年末調整等説明会を行います**

余市税務署では、令和元年分の年末調整に関する説明会を開催します。

**○日時**

11月26日(火) ①10時～②14時

○場所 余市町中央公民館

**○内容**

- ①年末調整の仕方のDVD上映
- ②源泉徴収事務の留意事項
- ③法定調書の提出の留意事項

**○その他**

・年末調整関係用紙等の情報は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載しています。

・源泉所得税の納付はe-Taxを利用し、ご利用の金融機関から、期日を指定して納付ができるダイレクト納付が便利です。

・年末調整等説明会に引き続き、「消費税の軽減税率制度に関する説明会」を約30分開催いたします。

**◇お問合せ先**

余市税務署調査部門  
☎0135-22-2093

**「税を考える週間」とは**

国税庁では、国民の皆さまに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

**1 国税庁ホームページによる広報**

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

**2 SNSを利用した広報**

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」の新着情報などの各種情報をツイッターで発

信します。

**3 消費税の軽減税率制度に関する国税庁の取り組み**

国税庁においては、消費税の軽減税率制度に対応するために、関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、効果的な周知・広報を実施します。

**4 小学生の税に関する書道展の開催**

余市税務署管内の小学校の児童の皆さんの書道作品の展示を行います。なお、同時に北海道主催の「全道中学生の税をテーマとしたポスター」及び公益社団法人余市地方人会女性部会が主催する「税に関する絵はがきコンクール」の作品展示も行います。

児童・生徒の皆さんが税について考え、表現した、元気あふれる作品を是非ご観賞ください。

○日時 11月6日(水) 12時～11月15日(金) 13時

(営業時間は9時～18時 月曜休み)

○会場 エルプラプラザ(JR余市駅舎) 2階展示場

※作品の写真撮影は自由ですが、他の方の迷惑にならないよう配慮ください。

**◇お問合せ先**

余市税務署総務課  
☎0135-22-2095



### 八反田國治さん旭日単光章受章

5月1日、町議会議員を16年間務めた八反田國治さんへ日本国天皇から旭日単光章が授与され、9月19日に佐藤副町長から伝達されました。



### 京極町と協定締結へ

10月7日、京極町役場で「古平町・京極町情報システムの共同化に関する協定」の締結式が行われました。この協定締結で、スケールメリットによる各種システムに係る費用の削減、クラウド技術による災害時対応の充実などが期待されます。

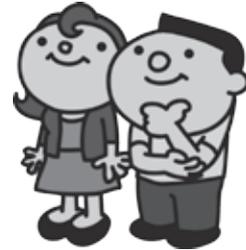


## 登記・相続に関するQ&A

### 土地の使用用途が変わった場合、登記はどうするの？

**Q** 土地の使用用途が変わった場合、登記はどうするの？

**A** 登記記録上の地目と現況の地目が異なる場合は、登記が必要です。



登記が必要となります。人為的変更としては、登記記録が宅地以外となっている土地に、住宅を建てた場合には、宅地への地目変更登記が必要となります。

地目変更登記は、不動産登記法で定められている地目の内で、土地の現況及び利用目的に重点を置き、土地全体の状況を観察して判断し、地目を決定します。

1筆の土地に2種類以上の地目は認められません。

皆さまの大切な不動産の登記状況を把握し、地目変更の原因・日付を調査し、皆さまの代理人となり法務局に登記を申請できる専門家は土地家屋調査士だけです。

土地の地目変更かも…と思ったらお近くの土地家屋調査士又は札幌土地家屋調査士会にご相談ください。

### ◇お問合せ先

札幌法務局小樽支局

☎ 0134-23-3012

札幌土地家屋調査士会

☎ 011-271-4593

## 11月の休日当番病院

【医科】

当番医診療時間は9～17時

11月3日(日)

池田内科クリニック (☎ 23-8811)

11月4日(月)

黒川町整形外科クリニック (☎ 22-2447)

11月10日(日)

森内科胃腸科医院 (☎ 32-3455)

11月17日(日)

よいちクリニック (☎ 21-4570)

11月23日(土)

よいち整形外科クリニック (☎ 48-5000)

11月24日(日)

脳神経外科よいち港南クリニック (☎ 21-5566)

※夜間については余市協会病院で急患に限り輪番で診療しております。

診療時間 午後6時～翌日午前7時

診療科目 内科、小児科、外科、整形外科

形外科



# 11月5日は「津波防災の日」!

2011年(平成23年)3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)による甚大な津波被害を踏まえ、同年6月に制定された「津波対策の推進に関する法律」において、広く津波対策についての理解と関心を深めることを目的として、毎年11月5日を「津波防災の日」と定めています。

1854年(安政元年)11月5日に発生した安政南海地震では、中部地方から九州地方の太平洋沿岸を津波が襲いました。紀伊国広村(現和歌山県有田郡広川町)では、高さ約5メートルの大津波が村を襲いました。広村では、ヤマサ醤油7代目の濱口梧陵(はまぐちごりょう)が、和歌山県を津波が襲った際に、田んぼの稲むらに火を放ち、暗闇の中で逃げ遅れていた村人を高台にある八幡神社の境内に導き、多くの村人



を救った「稲むらの火」という逸話が残っています。

津波防災の日は、大きな津波被害をもたらした日ではなく、防災知識の活用によって人々の命が救われた成功例に因んだ日として、安政南海地震の発生した日に定められました。2015年(平成27年)3月に宮城県仙台市で開催された第3回国連防災会議において、日本は、「稲むらの火」の逸話や、11月5日が日本の「津波防災の日」であることに触れ、世界中の津波に関する防災意識の向上のため「世界津波の日」を制定することを提案しました。同年12月に行われた国連総会で、11月5日を「世界津波の日」にすることが決定されました。

毎年11月5日やその前後において、「津波防災の日」を広く皆さまに知っていただき、津波対策についての理解と関心を深めていただくため、地震・津波防災訓練などの取り組みが行われています。

気象庁では、ホームページに地震・津波の仕組みや防災啓発のビデオ、パンフレットを掲載しています。この機会に地震や津波災害に対する備えについて考えてみませんか。

### ◇お問合せ先

札幌管区気象台天気相談所  
011-611-0170

## いきいき・ほのぼの文芸

### 古平町岬短歌会

この夏は一度も泳がず益すぎし年のせいかな着るものさがす  
泉 清三  
家さがしもケアマネ休みで諦める力が足りず転居もきびし  
今 泉 べル  
灯笼流し太鼓連打に送られてお帰りなるも大海原に  
金子 寿子  
庭畑はあるなしの風吹けにけりいもの花揺れ雲は夏めく  
坂本 信子  
それぞれに生き方違ふ立場でも個人個人に物語りあり  
田中 香苗  
先祖から受け継ぎし土地に咲きつづくカサブランカに日々癒されぬ  
寺田 カツ子

暖かくなりたる午後には輝きてガマの穂の綿毛しきりにとべり  
玉谷 美都子  
穏やかな風の流れが心地良いレースのカーテンやさしく揺れる  
佐々木 とも子

### 古平俳句会

秋風や昨日の朝と違ふ色  
名を問へば幹大と答へミカンむく  
秋風を鏝に凭れて仰ぎけり  
青い空光る紅葉や里の景  
浜風に幟はためく秋祭  
面倒な事を忘れて根深汁  
渡辺 嘉之  
仲谷 比呂古

ここが好き半島が好き小鳥来る  
秋祭岬空砕く笛太鼓  
今朝の秋少し濃めの日本海

室谷 弘子



# 第44回古平ロードレース大会



体育の日の10月14日、中島公園スポーツレクリエーション広場を発着点に第44回古平ロードレース大会（実行委員会主催）が行われました。高野俊和実行委員長は「それぞれの力量に合わせたコースで、1日楽しんでください」と挨拶。走る15キロの部を皮切りに、走る10～2キロ、歩く4・2キロの部が順にスタートし、参加者は秋の古平町を颯爽と駆け抜けていきました。また、広場では射的や特産品の販売、京極町の野菜詰め合わせコーナーなどに集まる人で賑わっていました。参加者はゴール後、広場のグラウンドで振舞われた豚汁で体を温めていました。6キロを走った山田美優さん（古平中2年）は「バレー部として参加し、仲間と共に疲れず走ることができました」と話してくれました。



## ふるびら元気っ子

町内に住む満1歳になる子どもを紹介します。今月号は10月に誕生日を迎えた子どもです。



ひら た ま な と  
**平田 真七斗**ちゃん  
10月7日生  
保護者 雅一さん  
(浜三) ちなみさん  
**ちなみさんより**  
バイバイ・パチパチが好きな社交的な男の子です。



は に ゆ う や ま と  
**羽生 大和**ちゃん  
10月27日生  
保護者 圭佑さん  
(あけぼの) 千笑さん  
**千笑さんより**  
運動が大好きな男の子です。

## 第52回文化祭発表会

### 開催のお知らせ

町内の団体が音楽や舞踊を披露する文化祭が開催されます。ぜひお気軽にお越しください。

●開催日時 11月3日(日)  
10時30分～

●開催場所 文化会館(太陽ホール)

また、10月25日～29日の期間で、文化祭作品展示会が同会場で開催されています。

◇お問合せ先

教育委員会生涯学習係

☎番号42-2300  
(海洋センター内)



## 町の人口と世帯数

|             | 前月比 |
|-------------|-----|
| 人口 3,053人   | (7) |
| 男 1,421人    | (0) |
| 女 1,632人    | (7) |
| 世帯数 1,759世帯 | (7) |
| 上記のうち       |     |
| 外国人 56人     | (7) |
| 男 6人        | (0) |
| 女 50人       | (7) |

令和元年9月末日現在  
住民基本台帳人口